

令和7年 第1回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和7年2月25日(火) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	—	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	関根 武男	○
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	—
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	新規就農認定について
日程第4	農業経営基盤強化促進事業について
	報告事項

5. 農業委員会事務局職員 事務局

産業観光課主幹	鈴木 功
農地調整担当専門員	成田 雅彦
農地調整担当主事	益子 智渚
農地調整担当主事	杉本 花英

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

皆様、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、13名でございます。欠席委員は、3名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「4番 森山松年委員」と「5番 日下部好克委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は■■■地内の田1筆で、面積は750㎡でございます。譲受人譲渡人ともに春日部市にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。譲渡人は高齢により農業経営が難しくなってきたため、譲受人の息子夫婦に「農業経営を段階的に譲っていきたい」と考え、今回の申請に至りました。農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の規定に基づく許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図を御覧ください。百間中学校の南西側、笠原小学校の東側に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、「米」を作付けする計画となっております。申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況について御確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内に1筆、春日部市内に87筆ございます。町内の農地の総面積は1,153㎡になります。なお、町外の農地での経営状況については、春日部市農業委員会へ照会をし、きちんと耕作されていることを確認しております。町内の農地につきましては、事前に事務局において調査を行い、現況を確認しておりますが、

皆さまにも現在の耕作状況について、御確認させていただきます。

(現状の確認)

譲受人の耕作地の説明は以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく「判断基準4点」と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においては「トラクター」、「コンバイン」、「田植機」、「籾摺機」を各1台と「農業用自動車」、「耕運機」を各3台、その他農作業に必要な機具を16台所有しており、本人および世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、譲受人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には■■■さんが年間60日、■■■さんが年間30日従事と記載されておりました。

譲受人の年間従事日数が150日以下ですが、農地法上「権利を取得する者またはその世帯員等が耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すること」とあることから、世帯員である■■■さんと■■■さんが150日以上農作業に従事しているため、問題はないと考えます。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

(■■番 ■■■委員)

先程、事務局、■■■会長、■■■■委員と現地を確認して来ました。綺麗に整備されているとは言いづらいなながらも、草は生えていませんでした。また、今

回は親から子への所有権の移動ということなのでやむを得ないと考えます。御審議の程よろしく申し上げます。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

御意見ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」といいたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第35号「新規就農認定について」を上程いたします。それでは事務局説明をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。お手元の議案書またはモニターを御参照ください。

申請者は、■■■■■にお住まいの「■■■■■」さんです。年齢は58歳、男性でございます。

それでは、議案書の内容を読み上げさせていただきます。

まず、「就農計画」の内容でございます。営農形態は「野菜」で、就農予定地は字中島地内および字宮東地内となっております。具体的には、スライドでお示した場所が予定地となっております。就農規模は約113㎡で、就農予定時期は令和7年3月です。主な作付品目につきましては、露地栽培による野菜で、基幹となる作物では、えだまめ、きゅうり、ブロッコリー・カリフラワー・白菜等の葉(よう)菜(さい)類、にんじんとなっております。補完作物では、ピーマン、なす、そらまめ、玉ねぎとなっております。

農業労働力は■■さんお一人となっております、年間農業従事日数は300日となっております。次に、「研修等の実績」について御説明いたします。

■■さんは川口市の非農家出身で、令和4年2月より「宮代町農業担い手塾」の9期生として入塾するとともに、入塾後間もなく、川口市内から宮代町■■■■■地内に転入してこられました。以来、字中島地内および字宮東地内の研修圃場において、露地野菜の栽培管理・収穫調製・出荷等、ならびに農業機械

の操作・点検整備、農地の管理等に至るまでの実践研修に取り組んできました。研修期間は令和4年2月から本年1月末までの3年間です。■■さんが栽培する野菜は、新しい村森の市場結を中心に、東武ストアや春日部イオンへ出荷されております。さらに、参考といたしまして、地域活動への取り組みにおいては、多面的機能支払い交付金の地元活動組織「若宮地区陸田管理組合」の構成員として共同活動に参加しております。

審議に際しまして、事務局から見解を述べさせていただきますが、「宮代町に住所を有していること」「年間農業従事日数が150日を超えていること」「販路が確保されていること」「宮代町農業担い手塾での研修を修了していること」等から、新規就農の認定にあたっては「妥当である」と考えているところでございます。

なお、宮代町新規就農者支援委員会委員長より宮代町農業委員会へ「新規就農者推薦書」が提出されております。また、「宮代町農業委員会における新規就農者に対する農家資格認定に関する要綱」第3条第1号、第2号ア及び第3号に掲げる認定基準を全て満たしているものと考えております。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(■番 ■■委員)

地元の農業者としての意見ですが、申請者は雨の日も風の日も本当に一生懸命農業に取り組んでいる様子なので、地域の農業を支えてくれる人になってくれると思います。御審議の程よろしく願いします。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。それではこの件に関しましては、「認定する」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については原案のとおり「認定する」とといたします。

では、この度新規就農者に認定された伊藤さんから御挨拶いただきます。伊藤さん、お願いいたします。

<■■さん挨拶>

(会長)

続きまして日程第4・議案第36号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。

今月は新規の案件が18件、更新の案件が28件ございます。全案件の説明終了後、借受人ごとにまとめて御審議お願い申し上げます。

また、案件の中に本日御出席いただいている農業委員に係る案件がございます。

「宮代町農業委員会会議規則」第11条の「議事参与の制限」に該当することから、案件の説明・審議の際は御退席いただくこととなるため、議事参与の制限に該当する案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思っております。それ以外の審議については、該当する案件の説明終了後、まとめて審議お願いいたします。

それでは、まず17番および18番の案件が■■■■委員に係る案件になりますので、恐縮ですが、■■■■委員御退席お願い申し上げます。

<■■■■委員 退席>

それでは、事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。

本議案は、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」、以降、「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく「農用地利用集積計画」を決定することについて、議決を求めるものでございます。

本議案については、改正法附則第5条の規定による改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用したものです。

今回は新規の案件が18件、更新の案件が28件ございます。

新規の案件は、スクリーンに農地の位置を写しますが、更新の案件につきましては、議案書読み上げ等省略させていただきます。

それでは、17番及び18番の日下部委員に係る案件について御説明いたします。

17番については、■■■■■■■■■■地内にある畑1筆です。権利の設定を受ける者は■■■■地区の方で、現在の耕作面積は658.02a、今回利用権を設定する面積は565㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

18 番については、■■■■■■■■■■地内にある畑 1 筆です。権利の設定を受ける者は■■■■地区の方で、現在の耕作面積は 658.02a、今回利用権を設定する面積は 495 m²です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

説明は以上です。御審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、■■■■委員の案件について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。■■■■委員お戻りください。

< ■■■■委員 着席 >

「議事参与の制限」に該当する案件は以上となります。それでは、新規案件について事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、新規案件について御説明いたします。

1 番については、■■■■地内にある畑 6 筆です。権利の設定を受ける者は■■■■の方で、先程議案第 3 5 号にて新規就農者農家資格認定について承認され、新規就農者として農家資格を認定された方です。今回利用権を設定する面積は合計 3,370 m²です。設定する利用権の種類は「賃貸借権」で、期間は令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日までの 5 年間です。

2 番については、■■■■地内にある畑 1 筆です。権利の設定を受ける者は■■■■の方で、1 番と同じ方です。今回利用権を設定する面積は 568 m²です。設定する利用権の種類は「賃貸借権」で、期間は令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日までの 5 年間です。

3 番については、■■■■地内にある畑 2 筆です。権利の設定を受ける者は■■■■の方で、1 番と同じ方です。今回利用権を設定する面積は合計 3,107 m²です。設定する利用権の種類は「賃貸借権」で、期間は令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日までの 5 年間です。

令和7年3月1日から令和13年2月28日までの6年間です。

13番については、■■■■■■■■■■地内にある田1筆です。権利の設定を受ける者は■■地区の方で、現在の耕作面積は185.62a、今回利用権を設定する面積は935㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和7年3月1日から令和13年2月28日までの6年間です。

14番については、■■■■■■■■■■地内にある田1筆です。権利の設定を受ける者は■■地区の方で、現在の耕作面積は185.62a、今回利用権を設定する面積は1,592㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和7年3月1日から令和13年2月28日までの6年間です。

15番については、■■■■■■■■■■地内にある田1筆です。権利の設定を受ける者は■■地区の方で、現在の耕作面積は150.87a、今回利用権を設定する面積は869㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間です。

16番については、■■■■■■■■■■地内にある田1筆、■■■■■■■■■■地内にある田2筆の計3筆です。権利の設定を受ける者は■■地区の方で、現在の耕作面積は227.95a、今回利用権を設定する面積は1,915㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

19番以降の案件につきましては、更新案件となりますので、議案書の読み上げ等は省略させていただきます。

以上で説明を終了いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、1番から5番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件につきまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

続きまして、6番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。6番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、6番については「決定」とさせていただきます。
続きまして、7番について御審議お願い申し上げます。
御意見ないようでございます。7番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、7番については「決定」とすることといたします。

続きまして、8番について御審議お願い申し上げます。
御意見ないようでございます。8番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、8番については「決定」とすることといたします。

続きまして、9番について御審議お願い申し上げます。
御意見ないようでございます。9番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、9番については「決定」とすることといたします。

続きまして、10番から14番について御審議お願い申し上げます。
御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

続きまして、15番について御審議お願い申し上げます。
御意見ないようでございます。15番に関しまして、「決定」としてよろしいで

しょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、15 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、16 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。16 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、16 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、19 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。19 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、19 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、20 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。20 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、20 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、21 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。21 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、21 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、22 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。22 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、22 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、23 番および 24 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

続きまして、25 番および 26 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

続きまして、27 番および 28 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

続きまして、29 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。29 番に関しまして、「決定」としてよろしいで

しょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、29 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、30 番から 43 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

続きまして、44 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。44 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、44 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、45 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。45 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、45 番については「決定」とすることといたします。

最後に、46 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。46 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、46 番については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第 5 「報告事項」について、事務局報告をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは今回の報告事項について御説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が 2 月 10 日となっております。10 日までに 5 条届出が 1 件ございましたことを御報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項でございます。このことから質疑等については割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、以上をもちまして、令和 7 年第 1 回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

令和7年3月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____